平成２５年（フ）第９３号
福岡市南区清水４丁目８番１号
破産者　有限会社くさねっと
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３４６号
栃木県那須塩原市三島５丁目１番地123
破産者　村上　修一
1　決定年月日　平成25年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３６２号
栃木県宇都宮市中央５丁目７番２号
破産者　有限会社マグネート
1　決定年月日　平成25年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３６３号
栃木県宇都宮市野沢町54番地
破産者　橘田　博司
1　決定年月日　平成25年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２８４号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字築比地2132番地９
破産者　株式会社ＹＵＰＥＲＵＣＯ
1　決定年月日　平成25年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第８０９号
京都市中京区河原町通蛸薬師下る塩屋町322番地
破産者　株式会社レディースヤギ
1　決定年月日　平成25年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３８８号
福岡市博多区美野島２丁目11番４号
破産者　有限会社鈴哉食品
1　決定年月日　平成25年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７４号
福島市西中央３丁目31番地の１
破産者　有限会社ビーコーポレーション
1　決定年月日　平成25年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第２９号
新潟県佐渡市両津夷340番地
破産者　合資会社日賀志屋
1　決定年月日　平成25年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２５年（フ）第６９号
岐阜県多治見市旭ケ丘８丁目29番地の３　県営住宅Ａ725
破産者　森下　雄介
1　決定年月日　平成25年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第２６１号
静岡県藤枝市横内2287番地
破産者　有限会社山崎冷凍食品
1　決定年月日　平成25年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２６２号
静岡県藤枝市西方1500番地の１
破産者　有限会社青野水産
1　決定年月日　平成25年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２５号
愛知県豊橋市東幸町字東明11番地２
破産者　有限会社ユーサポート
1　決定年月日　平成25年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続終結

平成２５年（フ）第４０号
山形県長井市片田町３番２号
破産者　有限会社ジャステック
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第４８２号
福岡市博多区元町２丁目１番１号
破産者　株式会社サムコーポレーション
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７０８号
栃木県宇都宮市石井町2820番地１
破産者　有限会社こだま
1　決定年月日　平成25年10月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第２５７号
静岡県藤枝市横内2287番地、商業登記簿上の本店所在地高知県幡多郡黒潮町佐賀806番地５
破産者　土佐鰹水産株式会社
1　決定年月日　平成25年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第５１２号
高知県幡多郡黒潮町佐賀806番地５、旧住所静岡県藤枝市横内2218番地
破産者　明神和歌子
1　決定年月日　平成25年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２７号
熊本市中央区本山１丁目７番21号
破産者　木村　国広
1　決定年月日　平成25年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第２５号
島根県邑智郡川本町大字小谷52番地
破産者　伊藤　隆男
1　破産債権の届出期間　平成25年11月15日まで
2　一般調査期日　平成25年12月11日午前11時10分
平成25年10月16日　松江地方裁判所浜田支部